

平成28年第2回定例会（9月議会）
所管事項審査関係資料

平成28年9月15日
総務部

【所管事項】

資料1 平成27年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について
(財政課)

資料2 秋田県地域防災計画の修正について
(総合防災課)

平成27年度決算に基づく健全化判断比率・ 資金不足比率（速報値）について

平成28年9月15日
財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計毎の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		H27決算	H26決算	H27-H26
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率 (※3カ年平均)	14.1%	14.6%	△0.5%
	将来負担比率	238.3%	241.2%	△2.9%
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は3カ年の平均値

H27決算：14.1% (H27:13.7%、H26:13.5%、H25:15.1%の平均値)

H26決算：14.6% (H26:13.5%、H25:15.1%、H24:15.3%の平均値)

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実質赤字比率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資金不足比率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか6会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。

秋田県地域防災計画の修正について

平成 28 年 9 月 15 日
総 合 防 災 課

1 修正の基本的な考え方

秋田県地域防災計画については、平成 26 年 3 月に東日本大震災を踏まえ地震・津波対策を強化するなど全面的に修正を行ったが、その後の土砂災害、火山噴火など自然災害の発生を受けた国の「防災基本計画」修正等の状況変化を踏まえ、必要な見直しを行うことにより、大規模災害等への対応の充実・強化を図る。

2 主な修正内容

- (1) 土砂災害に対応した避難誘導対策等の強化
 - ・土砂災害の危険性のある区域の明示
 - ・円滑な避難勧告等の発令に資する情報の提供
- (2) 登山者等も含めた火山災害への対策強化
 - ・火山防災情報の伝達体制の強化
 - ・火山災害警戒地域に指定された県、関係市町村は共同して協議会を組織し、避難計画の策定等警戒避難体制を整備
- (3) 最近の豪雨災害を踏まえた水防体制の強化
 - ・最大規模の洪水浸水想定に対応した避難体制等の構築
- (4) 大雪等災害時における放置車両及び立ち往生車両対策の強化
 - ・緊急通行車両の通行を確保するために必要がある場合、道路管理者による放置車両等の移動
- (5) 津波防災地域づくり法に基づく「秋田県津波浸水想定」結果の反映
- (6) 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策などの対策強化
 - ・国による熊本地震に係る初動対応（避難所運営のあり方、備蓄・応援物資の供給体制等）の検証を受けた対策の整備

3 今後のスケジュール

平成 28 年 1 2 月	計画修正（素案）を県議会に報告
〃	計画修正（素案）についてパブリックコメント実施
平成 29 年 2 月	計画修正（案）を県議会に報告
3 月	県防災会議で計画修正（案）を協議
〃	計画の決定

【参考】秋田県地域防災計画について

(1) 策定の根拠

災害対策基本法第40条

(2) 計画の性格

国の防災基本計画に基づき、県の地域における防災対策に関して、総合的かつ基本的性格を有する。

(3) 策定年次及び直近の修正時期

新 規 作 成 昭和38年10月

第15次修正 平成26年 3月